

平成30年 第5回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年5月7日(月) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 全員協議会室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋 田 都	5	森 博文	6	欠席
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	欠席
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 菊地 一彦

事務局次長 西村 真徳

事務局 阿部 真土、井上 義雅

○欠席委員

6番 河野 誠子委員

15番 若松 勲委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転) 10件

議案第 24 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）	14 件
報告第 5 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	4 件
追加議案第 25 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件
追加議案第 26 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件
追加議案第 27 号	農業振興地域整備計画に係る変更に対する意見について	1 件

第 4 協議・連絡事項

- ・ えひめ農地利用最適化推進 1・1・1 運動について
- ・ 平成 30 年度農地利用状況調査（農地パトロール）の実施について
- ・ 平成 30 年第 6 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまより、平成 30 年第 5 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。

 本日の出席委員は 19 人中、17 人で総会成立の定足数に達しております。

 欠席委員は「6 番、河野 誠子委員」、「15 番、若松 勲委員」の 2 人です。

 それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

 （二宮会長挨拶）

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

 （異議なし）

議 長 それでは議事録署名人に「3 番、岡 善男委員」、「4 番、樋田 都委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上

程致します。

番号 8、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 21 号、番号 8 について説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,330 m²」、議案書 1 ページには〇〇〇〇から〇〇〇〇まで、議案書 2 ページには〇〇〇〇を記載しています。計 13 筆、面積「27,823 m²」、3 条使用貸借です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「使用貸人は農業者年金を受給するため、農業後継者に使用貸借を設定したい」。譲受人は「農地を借受け、農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積については、議案書には「0 a」と記載していますが、譲渡人〇〇〇〇氏と一緒に農業を行っている同一経営体であることを確認しております。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

5 番

番号 8 を説明します。

譲渡人の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇農業を始めております。

富士柿が半分で、柑橘半分ぐらい作っております。〇〇〇〇家は近所ですけども一緒に元気で、親子仲良くやっております。

経営移譲ということで、〇〇〇〇で、全て〇〇〇〇譲る条件となっております。

以上でございます。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 9、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは番号 9 について説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「639 m²」、外 1 筆、計「1,607 m²」、3 条使用貸借です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「譲受人に農地を貸付け、経営規模を縮小したい」。譲受人は「譲渡人の農地を借受け、農業経営を行いたい」であります。

譲受人の経営面積「474.8 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

13 番 番号 9 を説明します。

譲渡人の〇〇〇〇さん、体調を崩しておりまして、こちらに戻って仕事はしているのですが、経営面積の方は減らしていきたいとの考えを持っています。

〇〇〇〇くん、〇〇〇〇今年から頑張りたいということですので、よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 22 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」
番号 4、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 22 号、番号 4 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「畑」、面積「87 m²」、外 1 筆、計「136 m²」、所有権移転です。
譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。
譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。
転用目的「住宅用地」、転用理由「子供の成長に伴い、現住居（借家）が手狭となったため、申請地を譲り受けて自己住宅を新築したい」とのことです。
参考資料の 1 ページ、位置図をご覧ください。
申請地は、〇〇〇〇に位置しており、都市計画用途地域の「第 1 種住居地域」にあたります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため、「第 3 種農地」となります。この第 3 種農地の転用は、同通知により原則許可をすることができることから本案件は転用の確実性や周辺の営農状況に支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。
参考資料の 2 ページから 5 ページまでに地番地目図及び、図面等を掲載しておりますのでご確認ください。
以上です。

5 番 番号 4 を説明します。
〇〇〇〇の場所です。周辺は、〇〇〇〇で、農地はほとんどありません、宅地に囲まれています。

譲受人の〇〇〇〇くん、現在、〇〇〇〇これからの八幡浜市を背負うような方でございます。
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」
番号 18 から 23 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 23 号、番号 18 から 23 まで、一括して説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「775 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、売買価格〇〇〇〇。
なお、〇〇〇〇の経営面積は、「0 a」となっておりますが、こちらの売買と後ほど議案第 24 号、番号 97 でご審議いただく利用権設定により、経営面積が 70a を超え、売買の下限面積要件を満たすため問題ありません。
続きまして、番号 19、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「875 m²」、外 2 筆、計「1,359 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「69.1 a」、売買価格〇〇〇〇。
なお、〇〇〇〇の経営面積は「69.1 a」となっており、売買の下限面積要件を満たしていませんが、今回、売買する農地面積を含めると 70 a を超えるため問題ありません。
続きまして、番号 20、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,050 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「164.3 a」、
売買価格〇〇〇〇。

続きまして、番号 21、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、
面積「747 m²」、外 1 筆、計「783 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「69.1 a」、
売買価格〇〇〇〇。

続きまして、番号 22、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、
面積「2,376 m²」、外 3 筆、計「4,316 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、売買価格〇〇〇〇。

なお、〇〇〇〇の経営面積は「0 a」となっておりますが、お配り
しております〇〇〇〇資料をご覧ください。

こちらの資料のとおり、計画を立ててもらっておりますので、問題
ありません。

続きまして、番号 23、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、
面積「255 m²」、外 2 筆、計「3,595 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「5.8 a」、
売買価格〇〇〇〇。

なお、〇〇〇〇の経営面積は「5.8 a」となっていますが、父〇〇〇〇
〇名義の農地「約 44 a」を耕作しており、今回購入する農地面積を含
めると、売買の下限面積要件 70 a を超えるため問題ありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 番号 18 から順に説明します。

番号 18、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇荒れた状態ですけど〇〇〇〇くん、
〇〇〇〇耕作するということで売買となりました。

番号 19、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん隣接していますので、隣が荒
れたような状態になっておりますので、〇〇〇〇ですけども頑張りま
すということです。

よろしく申し上げます。

番号 20、〇〇〇〇さん、これにつきましても樹はあるけども枯れた
状態で、隣接している方がなんとか頑張ってみようかということで受

けてもらいました。

番号 21、〇〇〇〇さん、この方の園地については管理されているということで、〇〇〇〇さんが荒れたら困るので、単価的にも出しますということで、いい単価で売買することができました。

番号 22、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇に出ている〇〇〇〇〇ですけども、〇〇〇〇専業農家になりたいということがありましたので今回売買になりました。

番号 23〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇。

農地につきましてはほとんど売買等済ませて、あと一筆ぐらいが残った状態で、今回〇〇〇〇さんが買うということで決まりましたのでよろしくをお願いします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 24、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 24 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「255 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「272.5 a」、
売買価格〇〇〇〇。
以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

10番 　　番号 24 を説明します。
〇〇〇〇さん、〇〇〇〇、高齢ということで近所の〇〇〇〇くん、この方は若手のバリバリの有望株の一人です。

- よろしく願います。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、番号 25、事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 25 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,920 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「266.7 a」、
売買価格〇〇〇〇。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 14番 番号 25 を説明します。
〇〇〇〇さん、〇〇〇〇されておりました、隣接している畑です。
〇〇〇〇いうことで安いのですが、辞めたいということなのでこういった金額で成立しました。
よろしく願います。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、番号 26、27、事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 26、27 を一括して説明します。
番号 26、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「264 m²」、
外 2 筆、計「5,905 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「29.1 a」、
売買価格〇〇〇〇。
なお、〇〇〇〇の経営面積は、「29.1 a」となっていますが、今回
購入する農地面積を含めると売買の下限面積要件 70 a を超えるため
問題ありません。
番号 27、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「988 m²」、
外 2 筆、計「1,806 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「361.6 a」、
売買価格〇〇〇〇。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 17番 番号 26 を説明します。
〇〇〇〇さんの農地を〇〇〇〇さんが買うということですが、元々
数十年前から小作されておりました、現在〇〇〇〇さんが作っておら
れたところでしたが、〇〇〇〇さん、高齢ですし、県外におられると
いうことで、生きているうちにこの土地を処分したいということで、
〇〇〇〇さん、〇〇〇〇ですが、まだまだ、やる気もみえますし、こ
の土地に愛着をもって耕作をしているということで〇〇〇〇という
価格で売買の話しがまとまっております。
- 18番 番号 27 を説明します。
〇〇〇〇くんの山ですが、ほとんど手が入ってなくてミカン山とい
うよりも雑木林みたいなところでは。
〇〇〇〇さんの方は、夫婦で専業農家されておりますし、息子さん

も帰ってきて3人でバリバリやっている家ですので、ちょうど隣接している土地でありますし、荒れている土地だったので、この際購入して面積を増やしたいということですので、よろしくお願いします。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。

議長 　　続きまして、議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」番号94、事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案第24号、番号94を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「533㎡」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「222.9a」、期間「10年8カ月」、賃借料〇〇〇〇。
以上です。

議長 　　地元委員の説明を求めます。

1番 　　番号94を説明します。
〇〇〇〇さんは〇〇〇〇。それで、〇〇〇〇さんが隣の山で、息子さんも一緒に農業をしていますので、まだ少し余裕があるのではないかとということで作って貰うことになりました。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、番号 95、事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 95 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,629 m²」、外 1 筆、計「4,438 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「392.9 a」、期間「9 年 11 カ月」。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 3 番 番号 95 を説明します。
利用権を設定する方ですけども、〇〇〇〇農業はされてないよう
あります。
その中で、息子さんと今度移転を受ける〇〇〇〇さんの二人でどう
もお話をされたようでございます。
園地は、今現在、宮川早生が入っているようでございますけども、
〇〇〇〇くんの農業経営、労働力配分から考えて、そこを全て宮内伊
予柑に改植してやりたいという意向であります。
〇〇〇〇くんは、〇〇〇〇ということで、現役バリバリでございま
すので、なんら問題ないと思います。
よろしく申し上げます
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)

- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号 96、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 96 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,458 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、賃借料〇〇〇〇、期間「10 年」。
なお、〇〇〇〇の経営面積は「0 a」となっておりますが、父〇〇〇〇とともに「およそ 3 町」の農地を耕作しているため問題ありません。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 5 番 番号 96 を説明します。
〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇の仕事をされております。
この園地は、富士柿の畑で、20 年前から小作をずうっとされていて、丁寧に作られている山です。
父〇〇〇〇さんが、ずうっと作っていたのですが、今度〇〇〇〇さんに譲るということで、こういう形になって、10 年契約で、賃借料は〇〇〇〇ということになりました。
以上です。よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 97、98、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 97、98 を一括して説明します。

番号 97、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「3,068 m²」、外 4 筆、計「7,236 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、期間「9 年 11 カ月」。

なお、〇〇〇〇の経営面積は「0 a」となっておりますが、今回、借り入れをすることで、貸借の下限面積要件 50 a を超えるため問題ありません。

番号 98、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「3,723 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、期間「10 年 8 カ月」。

なお、〇〇〇〇の経営面積は「0 a」となっていますが、先ほどご覧いただいた参考資料のとおり計画書を提出して頂いているため問題ありません。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

7 番 番号 97、98 を説明します。

番号 97、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんにつきましては、〇〇〇〇ような状態で、実際には〇〇〇〇さんがこの 7 反につきましては耕作していましたので、今度売買するということで、正式に借りることをお願いしました。

番号 98、これにつきましては、園地が荒れたような状態ですけども〇〇〇〇くん、これから新規就農で頑張るということで、これから管理をちゃんとしていきたいということで借りるということになりました。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 99、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 99 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,102 m²」、外 1 筆、計「1,504 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「474.8 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4 年 9 カ月」です。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

10 番 番号 99 を説明します。
〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのお父さん〇〇〇〇さんは親戚関係になります。以前は、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの園地を作られていたのですが、〇〇〇〇さんの体調が悪いということで、最近帰られた〇〇〇〇さんに作って貰うことになりました。
以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号 100、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 100 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「5,295 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「262.5 a」、期間「10 年」です。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 3 番 番号 100 を説明します。
先ほども説明しましたが、〇〇〇〇さん、体調を崩されていますし、まだまだ面積も広くございます。
この土地はあまり条件の良くない土地ですので、ここを辞めて移るということです。
〇〇〇〇さん、〇〇〇〇この土地を去年から作っていたみたいで
す。それで今年、十分にできるということで、正式に契約したいとい
うことでこのようになりました。
よろしく願います。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号 101、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 101 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,422 m²」、外 7 筆、計「3,153 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「266.7 a」、期間「9 年 11 カ月」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 番号 101 を説明します。
〇〇〇〇さん、高齢で、後継者もないということで隣接する〇〇〇〇さんが作るということになりました。
よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 102 から 104 まで、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 102 から 104 まで、一括して説明をします。
番号 102、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「350 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「488.9 a」、期間「10 年」です。
番号 103、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「527 m²」、外 1 筆、計「861 m²」新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「335.9 a」、期間「10年」です。

番号104、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,000 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「474.8 a」、期間「9年11カ月」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

17番 番号102を説明します。

〇〇〇〇さんの山を〇〇〇〇さんが作っているところですが、ほぼ、〇〇〇〇さんの園地の中に〇〇〇〇さんの園地があり、そこをモノレールが通っているということで、以前から作っておられたのですが、今回正式に農業委員会を通して利用権を設定したいということでこのような話になっています。

番号103、〇〇〇〇さん、高齢でありまして、近年ずっと山を減らしてきております。

〇〇〇〇くん、若手で、この他にも人の山をあたっております、〇〇〇〇ということでやる気も十分あると思います。

番号104、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇勤めておられます。実際、山の管理はお父さんである〇〇〇〇さんがやっておりますが、高齢で、近年面積を減らしてしております。

一方、受ける〇〇〇〇さん、先ほどから名前が出ておりますが、清見山もあたって、清見を作りたいということで両者合意ができております。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

(〇〇〇〇委員退席)

議長 続きまして、番号 105 から 107 まで、事務局の説明を求めます。

事務局

番号 105 から 107 まで、一括して説明をします。

番号 105、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「422 m²」、外 4 筆、計「2,155 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「296.5 a」、期間「2 年」です。

番号 106、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,469 m²」、外 2 筆、計「2,293 m²」新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「375.1 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9 年 11 カ月」です。

番号 107、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「154 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「252.3 a」、期間「5 年」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

18 番

番号 105 から 107 までを説明します。

番号 105、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇しばらく〇〇〇〇くんが作っていたのですが、今回きっちりとした利用権の設定をしたいということで今回上程しました。

番号 106、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんにですが、〇〇〇〇さんも高齢のため面積を減らしたいということで、今回〇〇〇〇さん、〇〇〇〇まだまだ、農業も頑張りたいということで賃貸借の契約ができました。

番号 107、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの貸借ですが、〇〇〇

○さんが昨年病気で入院されまして、ほとんど山へは出ていない状況です。他にもたくさん地番、面積も借りてもらえないかということがあったのですが、○○○○くんのところはちょうど隣接する山ですので、この一筆だけ借りたいということになりました。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

(○○○○委員着席)

議 長 続きまして、報告第 5 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」

番号 10 から 13 まで、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第 5 号、番号 10 から 13 まで、一括して説明します。

番号 10、農地の所在○○○○、地目現況「樹園地」、面積「3,068 m²」、外 4 筆、計「7,236 m²」。

賃貸人○○○○、○○○○。

賃借人○○○○、○○○○。

解約の理由「他の者と貸借契約を締結するため」であります。

番号 11、農地の所在○○○○、地目現況「樹園地」、面積「255 m²」、外 2 筆、計「3,595 m²」。

賃貸人○○○○、○○○○。

賃借人○○○○、○○○○。

解約の理由「売買契約を締結するため」であります。

番号 12、農地の所在○○○○、地目現況「樹園地」、面積「1,469 m²」、外 2 筆、計「2,293 m²」。

賃貸人○○○○、○○○○。

賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

解約の理由「他の者と貸借契約を締結するため」であります。

番号 13、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「264 m²」、
外 2 筆、計「5,905 m²」。

賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

解約の理由「売買契約を締結するため」であります。

以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして、追加議案第 25 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」及び追加議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」関連事項でありますので一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 25 号及び 26 号を一括して説明します。
議案第 25 号、番号 3 から説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「127 m²」です。
申請人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。
転用目的「貸駐車場」、転用理由「駐車場の需要が見込めるため、申請地を貸駐車場として整備したい」とのことです。
追加議案の参考資料 1 ページ位置図をご覧ください。
申請地は、〇〇〇〇に位置しており、都市計画用途地域の「第 1 種住居地域」にあたります。このことから、申請地の農地区分は農地法運用通知により都市計画法に規定する用途区域内農地に該当するため「第 3 種農地」となります。この「第 3 種農地」の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は転用の確実性や周辺の営農状況に支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。
ただ、この土地につきましては違反転用となっておりまして、農地部会において審議をしております。
参考資料の 2、3 ページに地番地目図と土地利用計画図を掲載していますのでご覧ください。
続きまして、議案第 26 号、番号 5 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「雑種地」、面積「51 m²」、所有権移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

転用目的「住宅用地」、転用理由「子供の成長に伴い、現住居、借家が手狭となったため、申請地を譲り受けて自己住宅を新築したい」とのことです。

参考資料の 4 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、先ほどの貸し駐車場の隣に位置しております。

6 ページ、土地利用計画図をご覧ください。

〇〇〇〇の地目は宅地となりますが、宅地部分だけでは狭いため、隣接する農地を合わせて取得するものであります。

この農地は先ほどと同様に、都市計画用途地域の「第 1 種住居地域」にあたることから、申請地の農地区分は「第 3 種農地」となり、原則転用を許可することができます。

ただこの土地につきましても違反転用となっております、農地部会において審議をしております。

参考資料の 5、7 ページに地番地目図及び平面図を掲載していますのでご覧ください。

説明は以上です。

議 長

農地部会を開催しておりますので、部会長より報告よろしく申し上げます。

13 番

説明します。

先ほど農地部会を行いましてこの土地について協議を行いました。

この土地は遺産分割によって譲り受けたということで、〇〇〇〇さんは、こちらにいなかったということです。

この土地は、〇〇〇〇にありまして、〇〇〇〇農地として利用することができないような感じの土地になっております。

地元委員さんの話しによると小さい時からここが農地となっていたのを見たことがないような土地です。〇〇〇〇ので、許可してもいいのではないかとということで農地部会ではなりました。

以上です。

議 長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員

(意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、追加議案第 27 号「農業振興地域整備計画に係る変更に対する意見について」、番号 1、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 27 号、番号 1 を説明します。

今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、土地の用途区分の変更でございます。

申請者〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

農地の所在〇〇〇〇、地目「畑」、面積「646 m²のうち 197 m²」。

申請理由は「現在、農業用倉庫を借りて農業を営んでいますが、園地から離れたところにあり、作業効率も悪いため、園地に近い当申請地に農業用倉庫を建設し、農業経営の安定を図りたい」とのことです。

参考資料 8 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の位置にあります。

9 ページから 12 ページまでには、地番地目図及び平面図を掲載しておりますのでご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 説明します。

〇〇〇〇くん、〇〇〇〇歳で、父の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳で、親子ともに元気で熱心に農業に取り組んでおられます。

温州ミカンが中心となっており、〇〇〇〇生産量もトップクラスだと思っております。

〇〇〇〇ですから、今回の〇〇〇〇の農業倉庫建設の件、ぜひとも承認していただきますよう、お願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時50分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

平成30年5月7日

会 長 二 宮 政 明

議事録署名人 岡 善 男

議事録署名人 樋 田 都